

三重県公報

令和元年10月21 日(月)

号 外

目	次
---	---

(番号) (題名) (担当) (頁)

告 示

393 家畜伝染病予防法の規定による予防注射の実施 (畜 産 課) 2

外

告 示

三重県告示第 393 号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、次のとおり豚コレラの予防注射を実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示します。

令和元年 10 月 21 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 実施の目的
 - 県内における豚コレラの発生予防のため
- 2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- (1) 実施する区域
 - 三重県全域
- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼養されている豚及びいのしし(高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして 知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。)

- 3 実施の期日
 - 令和元年10月25日から令和2年3月31日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日
- 4 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法 皮下又は筋肉内注射法

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/